

各 位

社団法人日本産科婦人科学会に対する損害賠償等請求事件に関わる裁判（東京地裁、5月10日）の判決について

本日（平成19年5月10日）言い渡された、東京地方裁判所平成16年（ワ）第10887号損害賠償等請求事件の判決に対するコメントをお伝えいたします。

判決は、学術研究団体である学会の自律権を尊重したものとして十分に評価できます。生殖補助医療については、学術の進歩や社会の動き等を注視しつつ、今後とも学会として検討を続けていく所存です。

平成19年5月10日

社団法人 日本産科婦人科学会  
理事長 吉村 泰典

平成19年5月10日判決言渡

平成16年(ワ)第10887号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結の日 平成19年2月15日

判 決

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

主 文

1 本件訴えのうち、原告らの被告社団法人日本産科婦人科学会に対する原告大谷徹郎及び原告根津八紘以外の同被告の会員が着床前診断を実施することの妨害差止請求に係る部分、原告らの同被告に対する同被告の平成10年10月付け「『ヒトの体外受精・胚移植の臨床応用の範囲』についての見解」及び「『着床前診断』に関する見解」と題する会告並びに平成18年2月付け「『着床前診断に関する見解』について」の各無効確認請求に係る部分、原告大谷徹郎及び原告根津八紘の同被告に対する同被告に「着床前診断に関する臨床研究の施設認可申請」をする義務の不存在及び着床前診断を不妊症、不育症又は重篤な遺伝性疾患について実施する権利の各確認請求に係る部分、原告[黒塗り]及び原告[黒塗り]、原告[黒塗り]及び原告[黒塗り]、原告[黒塗り]及び原告[黒塗り]並びに原告[黒塗り]及び原告[黒塗り]の同被告に対する、相互転座について、原告大谷徹郎又は原告根津八紘により、「着床前診断に関する臨床研究の施設認可申請」を経ずに着床前診断を受ける権利の確認請求に係る部分、原告[黒塗り]の同被告に対する、レックリングハウゼン氏病について、原告大谷徹郎により、「着床前診断に関する臨床研究の施設認可申請」を経ずに着床前診断を受ける権利の確認請求に係る部分をいずれも却下する。

- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告らの負担とする。